

一般乗合旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

令和7年4月10日に東北運輸局福島運輸支局が下記の一般乗合旅客自動車運送事業者に対し監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：新常磐交通 株式会社 代表取締役 高野 康央

(法人番号：2380001013060)

福島県いわき市明治団地4番地の1

営業所：いわき中央営業所

福島県いわき市鹿島町上蔵持字鈴ノ沢102番地の2

2. 行政処分等年月日 令和7年6月24日

3. 行政処分等の概要

(1) 文書警告

(2) 事業用自動車の使用停止処分（90日車）

令和7年6月26日から令和7年7月2日まで（6両×7日）

令和7年6月26日から令和7年7月3日まで（6両×8日）

4. 違反の概要

(1) 運転者の制限違反

(道路運送法第25条)

(2) 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

(3) 運行管理者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門

担当：新沼、関根

TEL：024-546-0345

音声ガイダンス3番